

## 県民経済計算標準方式における経済の循環と構造の捉え方

我々が生活している経済社会の中では、年々さまざまな種類の財貨やサービスが生産され、消費されている。人々はその保有している労働や資本といった生産要素の用役を提供することによって生産活動に参加し、その報酬として所得を得ている。そして、その所得を用いて財貨やサービスを購入・消費し、将来の生産のために蓄積もしている。

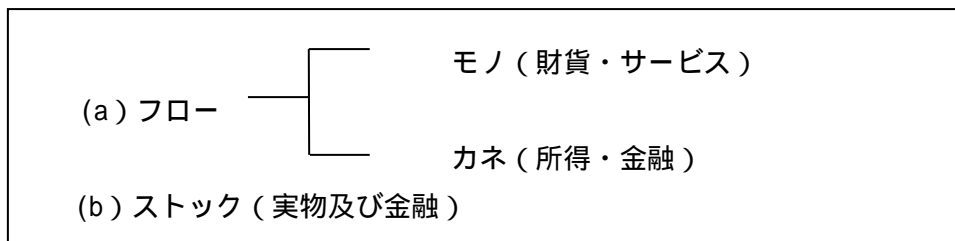
県民経済計算は、このような経済活動の循環と構造を、社会会計方式により事後的に整理した形で記録するものである。

### 1. 取引の分類

取引の分類については、領域別分類と機能別分類が考えられる。

#### (1) 取引の領域別分類

県民経済計算においては、フローとストック、モノ（実物）とカネ（金融）といった取引対象の観点から取引を整理区分して捉えるため、取引は次のような領域に分類される。



- ・ (a)の は、実物フローの取引を示すものであり、基本的には、「生産」、「消費」及び「蓄積」といった経済活動の領域のいずれかに分類される。これはモノ（財貨・サービス）の産出（供給）と処分（需要）を捉えるものであり、産出についてはその投入構成が、処分については中間消費、最終消費、総固定資本形成、在庫変動などのありさまが明らかにされる。
- ・ (a)の は、経済各部門の所得、金融の収支に関する取引を示すもので、所得支出勘定、資本勘定及び資金循環勘定の領域がその対象範囲となる。
- ・ 県外との取引（実物及び金融）は、(a)の 及び に含まれる。
- ・ (b)は、実物・金融の取引の結果としての実物資産や金融資産のストックのありさまが明らかにされるもので、県民貸借対照表の領域がその対象範囲となる。（なお、県民経済計算では、県民貸借対照表は作成していない。）

#### (2) 取引の機能別分類

経済循環は個々の取引によって構成されているが、それらの取引範囲は極めて広く、

その中には、種々性格を異にした取引が含まれる。ここで、経済循環の構造を体系化して捉えようとする場合、それぞれの取引の機能を検討し、それぞれの持つ特徴によって分類することが必要となる。

県民経済計算の場合に使われる取引種類の特殊例として、「移転取引」と「帰属取引」とがある。

移転取引は、会計学上にいう一方的取引とほぼ同じ意味を持つが、さらに社会的な立場からみた、より広い内容範囲にわたって捉えられた県民経済計算上の技術的用語である。

帰属取引は、会計学上の用語にはみられない例外的なもので、社会会計上の観点からの必要に応じ、現実には行っていない取引を仮想し、受払いの両建てを擬制するものである。

### (3) 取引記録の基準

県民経済の循環と構造を取引によって系統的に整理し、受払いのバランスとして捉えるためには、取引を記録する時点について一定基準により統一的に捉えることが必要となり、発生主義の原則に準拠して記録される。

## 2. 取引主体の分類

県民経済計算のように、マクロ集計量を取り扱う勘定体系においては、個々の経済主体を同質のグループに集約する必要がある。その場合、いくつかの観点からの分類基準が考えられるが、県民経済計算の体系においては、国民経済計算に準拠し、実物と金融の2分法に従って、2種類の取引主体に分類している。

一つは財貨・サービスの流れ、つまり実物のフローの取引に関与する主体であり、生産、消費及び資本形成の諸勘定に関連するものである。これは、生産、消費及び資本形成の経済活動に関連するところから、経済活動別分類と呼ばれる。

もう一つは、資金の流れ、つまり金融フローに関与する主体であり、所得支出、資本及び県民貸借対照表の諸勘定に関連するものである。(なお、県民経済計算では、県民貸借対照表は作成していない。)これは所得の受取や処分、資金の調達や運用など、組織体の意思決定に関連するところから、制度部門別分類と呼ばれる。

経済活動別分類は、産業構造分析など生産分析の目的から必要とされ、他方の制度部門別分類は、所得及び金融面の分析など金融分析の目的から必要とされるものである。

### (1) 経済活動別分類

経済活動別分類は、取引主体を財貨・サービスの生産及び使用に関与する性格に従って分類する方法であり、事業所が基本単位となっている。県民経済計算では、国民経済計算に準じて、16項目の大分類に分けられる。

### (事業所の概念)

事業所とは、一つの地域に立地しており、そしてそこでただ一つの（非付随的な）生産活動のみを行っているか、あるいはそこでの主生産活動がその付加価値のほとんどを占めている、企業や企業の一部として定義される。実際には、通常、特定の生産活動が行われている個々の作業の場（workplace）である。例えば、個々の農場、鉱山、採石場、工場、小売店、商店、建設現場、輸送物資集積所、空港、自動車修理工場、銀行、事務所、診療所等をいう。（国連 2008SNA）

また、経済活動の行われる場所は一定しているのが普通であるが、特定の事業所を持たない場合や個人タクシーなどの場合は、便宜上その住居を事業所とみなす。

なお、工事を施行している場所を事業所とすることを施行地ベースという。

### (市場生産者と非市場生産者)

事業所は市場生産者と非市場生産者に分けられる。市場生産者とは、経済的に意味のある価格（生産者が供給しようとする量と購入者が買おうとする量とに意味のある影響を及ぼす価格）で生産物のほとんど、又は全てを販売する生産者である。非市場生産者とは、無料又は経済的に意味のない価格（生産者が供給しようとする量にほとんど、あるいは全く影響を与えず、また需要される量にもごくわずかな影響しか与えない価格）で供給される財貨及び個別的・集散的サービスの生産者で、「対家計民間非営利団体」と「一般政府」が該当する。

### (事業所の産業格付)

- ・ 1事業所で2種以上の事業を兼ね営んでいる場合は、調査日前過去1か年の総収入の最も多い事業によって産業を決定する。
- ・ 1事業所で一貫作業等を行い、生産過程が結合されて分離しえないような場合には、その事業所にとって最大の比重を占める市場性のある生産物を生産する産業に一括して含めることとする。

なお、本社・工場・営業所・試験場などの産業格付は、基本的に「経済センサス - 基礎調査」（以前は「事業所・企業統計調査」）における産業格付による。例えば、製造業に属する企業に本社、工場、営業所及び試験場が存在する場合、本社・工場は「製造業」に、営業所は「卸売業」に、試験場は「研究機関等」にそれぞれ格付する。

### (2) 制度部門別分類

制度部門別分類は、独立した組織として所得の受払いや財産の所有・運用に関する意思決定を行う制度単位を基準として行われる。この分類において、取引主体は主と

して機能、行動、目的等を基に、非金融法人企業、金融機関、一般政府、家計（個人企業を含む）対家計民間非営利団体の5つに大別される。

#### 非金融法人企業

市場財及び市場非金融サービスの生産を主活動とする全ての居住者である非金融法人企業又は準法人企業である。財貨及び非金融サービスの市場生産に携わる非営利団体も含まれる。

#### 金融機関

主に金融仲介活動又は、金融仲介業務に密接に関連した補助的金融活動（金融仲介活動を円滑、促進する活動）に従事している全ての居住者である法人企業又は準法人企業である。金融的性格をもつ市場生産（保険業務など）に従事する非営利団体も含まれる。

#### 一般政府

中央政府（国出先機関） 地方政府（県、市町村）とそれらによって設定、管理されている社会保障基金から構成される。これらには、政府及び社会保障基金により支配、資金供給され、非市場生産に従事している非営利団体も含まれる。

#### 家計

同じ住居を持ち、所得や富の一部又は全部をプールし、住宅や食料を中心に、共同で特定の財貨やサービスを消費する人々の小集団。自営の個人企業も含まれる。これは、家計の構成員が独自の企業を所有し、それが法人企業又は準法人企業でない場合、所属する家計部門の利益となるために活動しているとみなされ、その企業はその家計自身と不可分のものとみなされることによる。

#### 対家計民間非営利団体

政府によって支配、資金供給されているものを除き、家計に対して非市場の財貨・サービスを提供する全ての居住者である非営利団体により構成される。

### 3. 取引主体の居住者・非居住者別分類と取引場所の県内・県外別分類

取引は、その主体がその県の「居住者」であるか、「非居住者」であるかによって分類される。また、取引の発生場所が「県内」であるか、「県外」であるかによって分類することが重要である。

財貨・サービスの生産に関する勘定は、県内で行われる全ての生産を把握し、それらは全て居住者たる生産者により行われたものとする。したがって、居住者たる生産者の活動を取扱い、居住者たる生産要素に対する報酬は取り扱わない。換言すれば、県内生産概念が用いられる。

その他の勘定においては、居住者たる経済主体の取引を取扱い、それが県内で発生したかどうかを問わない県民概念が用いられる。居住者たる経済主体は、その県の県内生

産及び県外の生産への参加の結果として、雇用者報酬、財産所得、企業所得等を受け取る。つまり、その県の生産から生ずる所得のうちのある部分は、非居住者たる経済主体に支払われる。このように、生産への寄与により居住者たる経済主体に帰属する所得は、県内生産から発生した所得とは異なる。

経済主体が居住者となる要件は、常時その県の県内に居住しているかどうかが主要な基準となる。

企業は、本社・支店・営業所等に分かれ、それぞれが複数の県にまたがって企業活動を行っている場合があり、この場合、一連の経済活動から発生する付加価値を、特定の県（例えば本社所在県）にのみ帰属させることは適当ではない。事業所を統計単位の基本としている県民経済計算では、事業所が所在する県にそれぞれ経済活動の成果が帰属すると考える。

#### 4. 産業連関表との関係

県民経済計算が記録する対象は、一定期間の県民経済の活動の正味の成果部分に相当するものとして、産業連関表（次図参照）における最終需要（県内総生産（支出側））と付加価値（県内総生産（生産側）、県内所得）に対応する部分に限られ（一産業の）中間生産物の販売（中間投入）は、他産業の購入（中間需要）として相互に相殺されている。

一方、産業連関表は生産過程で原材料として中間消費されるものを含め、全ての財貨・サービスの生産と処分を把握しようとするものであり、この意味で両者は相互補完的な関係にあるといえる。

県民経済計算と産業連関表の対応関係図

	中間需要	最終需要	
中間投入	産業間の取引 (県民経済計算では捨象)	(県内総生産(支出側))	産出額
粗付加価値	(県内総生産(生産側)) (県内所得)		
	産出額		

## 5 . 平成 23 年基準改定に伴う主な変更

2008 S N A への対応を含む国民経済計算 ( J S N A ) の平成 23 年基準改定に対応するため、県民経済計算において実施した平成 23 年基準改定の主な内容は以下のとおりである。

### ( 1 ) 経済活動別分類の変更

経済活動別分類の変更は国際比較可能性向上のため国際標準産業分類 ISIC Rev.4 ( International Standard Industrial Classification of All Economic Activities, Revision 4 ) との整合性を図るものであり、市場生産者の活動と非市場生産者の活動内容に沿った分類としている。非市場生産者についても以下のような作業分類別に活動内容別に推計している。

#### ・非市場生産者 ( 政府 ) における経済活動別分類の表章

作業分類	表章分類 ( 付表 )
90 ( 政府 ) 下水道	4 電気・ガス・水道・廃棄物処理業
91 ( 政府 ) 廃棄物処理	4 電気・ガス・水道・廃棄物処理業
92 ( 政府 ) 水運施設管理	7 運輸・郵便業
93 ( 政府 ) 航空施設管理 ( 国公営 )	7 運輸・郵便業
94 ( 政府 ) 公務	13 公務
95 ( 政府 ) 教育	14 教育
96 ( 政府 ) 社会教育	16 その他のサービス
97 ( 政府 ) 学術研究	12 専門・科学技術、業務支援サービス業
98 ( 政府 ) 保健衛生・社会福祉	15 保健衛生・社会事業

#### ・非市場生産者 ( 非営利 ) における経済活動別分類の表章

作業分類	表章分類 ( 付表 )
99 ( 非営利 ) 教育	14 教育
100 ( 非営利 ) 社会教育	16 その他のサービス
101 ( 非営利 ) 自然・人文科学研究機関	12 専門・科学技術、業務支援サービス業
102 ( 非営利 ) 社会福祉	15 保健衛生・社会事業
103 ( 非営利 ) その他	16 その他のサービス

### ( 2 ) 研究開発 ( R & D ) の資本化

2008 S N A では、1993 S N A において中間投入 ( 中間消費 ) として扱われていた研究開発 ( R & D ) への支出を総固定資本形成として扱うという概念変更が勧告された。

国民経済計算では、この概念変更に対応して、市場生産者の学術研究機関に加え、企業内研究開発や、非市場生産者 ( 政府 ) 及び非市場生産者 ( 非営利 ) に属する研究

機関及び大学等がR & Dを産出するものとしている。

県民経済計算でも、国民経済計算と同様の概念変更に対応する。これら全てのR & D産出は事業所の所在する県に総固定資本形成として計上することとし、全てのR & D産出は、経済活動別全国値を基に県別に分割して推計している。

「学術研究機関」のR & Dについては、各経済活動部門の推計において、これまで中間投入として購入した学術研究機関サービスが総固定資本形成となることから、積み上げて中間投入額を推計している経済活動については、学術研究機関サービスの購入費を中間投入から総固定資本形成に振り替えている。

「企業内研究開発」のR & Dについては、各経済活動の産出額を積み上げて推計している場合、この産出額は売上額等から推計されるため、R & D産出分は含まれていない。企業内研究開発のR & Dは各経済活動の副次的生産物として扱うことから、別途、企業内研究開発の産出額分を各経済活動に加算している。

「非市場生産者」のR & Dについては、コスト積み上げで産出額推計することから現行でも経済活動別産出額や政府及び対家計民間非営利団体の最終消費支出にはR & D分も内包される形で含まれている。一方、平成23年基準では、R & Dを資本化することから、政府及び対家計民間非営利団体の最終消費支出から「R & Dの総固定資本形成」分が減少し、これら部門の総固定資本形成が同額増加する。これに加えて、R & Dが新たにこれら部門の固定資産として蓄積されることから、そこから発生する固定資本減耗分が、経済活動別産出額や政府及び対家計民間非営利団体の最終消費支出に加算されることとなる。R & D資産にかかる固定資本減耗については、全国の経済活動別固定資本減耗比率を準用している。

なお、国民経済計算部「2008 S N A に対応した我が国国民経済計算について（平成23年基準版）」平成28年11月30日初版<sup>1</sup>（以下、「08 S N A 対応について」という）の第4章「2008 S N A 対応によるGDPへの影響」の図表3 1～図表3 3に数値例による説明がある。

### （3）R & Dの資本化に伴う特許等サービスの取扱い

特許権使用料の支払については、国民経済計算の平成23年基準改定では、R & Dの資本化に対応することに伴い、サービスの支払として扱う（「特許等サービス」という）こととしている。県民経済計算における特許等サービスの取扱いは基本的には国民経済計算における取扱いに準拠している。ただし、特許等サービスの都道府県間取引に係る基礎統計がないため、当該データを他の取引と区別して扱う対応は採っていない。

<sup>1</sup> [https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/seibi/2008sna/pdf/20161130\\_2008sna.pdf](https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/seibi/2008sna/pdf/20161130_2008sna.pdf)

#### (4) 所有権移転費用の扱いの精緻化

資産の取得や処分にかかる所有権移転費用は、その発生時（取得又は処分時）に総固定資本形成として記録するとしている。

所有権移転費用には、

- ・取得・処分時に発生する法律家、建築家、測量士、エンジニア等に支払う料金等の報酬・手数料、不動産業者等に支払う手数料
- ・買い手に別個に請求される商業・輸送費
- ・資産の取得・処分に関して支払われる税
- ・資産価格に含まれない設置、取り外し費用
- ・当該資産の使用年数の終わりに発生し、当該資産の解体や立地地点の原状回復に必要な「終末費用」

が含まれている。

国民経済計算では、これら所有権移転費用に該当するもののうち設置費用や商業・輸送費は、既に総固定資本形成に含まれている。終末費用については、資産の解体時に総固定資本形成（建設の産出額に含まれる）に計上している。

国民経済計算の平成23年基準改定では、以下の対応とした。

- ・住宅・宅地関連の不動産仲介手数料について、中間消費ではなく、総固定資本形成とする。原則として住宅に含めて記録している（宅地売買に係る仲介手数料についても、住宅に含めることとする）。

他方、所有権移転費用のうち、

- ・法律家等への報酬支払や取り外し費用については、所有権移転にかかる部分を把握する基礎統計がないことから対応しないこととした。
- ・税（登録免許税等）については、基礎資料の制約により対応しない。
- ・プラントエンジニアリングについては、無形固定資産の総固定資本形成と扱っている点を改め、対象となるプラント（「構築物」）に係る所有権移転費用として位置付けている。

県民経済計算では、国民経済計算の対応に準拠して、所有権移転費用のうち

- ・住宅・宅地関連の「不動産仲介手数料」について、中間消費ではなく総固定資本形成とする。原則として住宅に含めて記録する（宅地売買に係る仲介手数料についても、「住宅」に含めることとする）。ただし、「公的住宅」については、不動産仲介手数料は発生しないものとしている。

なお、不動産業の固定資本減耗については、全国の固定資本減耗比率を準用する。

- ・「プラントエンジニアリング」については、県民経済計算では地域が特定化できないために、総固定資本形成（無形固定資産）の推計対象としていない。
- ・「設置費用、商業・輸送費」、「法律家等への報酬支払」、「資産の取り外し費用」、「税



(登録免許税等)及び「終末費用」については国民経済計算と同様の対応としている。

#### (5) 保証(定型保証)の扱いの精緻化

債務の保証に関する取引は、一般的に偶発性があるものとみなして、金融資産・負債には記録しないこととなっているが、2008 SNAの勧告では、その例外として、住宅ローン保証等のように小口化・定型化された保証取引(定型保証)については、ある程度の件数をまとめてみれば保証金額の期待値が合理的に計算可能<sup>2</sup>であり、非生命保険と同様に扱えるものとして、金融資産・負債を計上するとともに、非生命保険と同様の形で産出額等を記録することが推奨されている。

国民経済計算では、住宅ローン保証等の定型保証について、そのサービスの産出額を計測することとしている。産出額の定義は次のとおりである。

$$\text{定型保証サービス産出額} = \text{受取保証料} + \text{財産運用純益} - \text{純債務肩代わり}$$

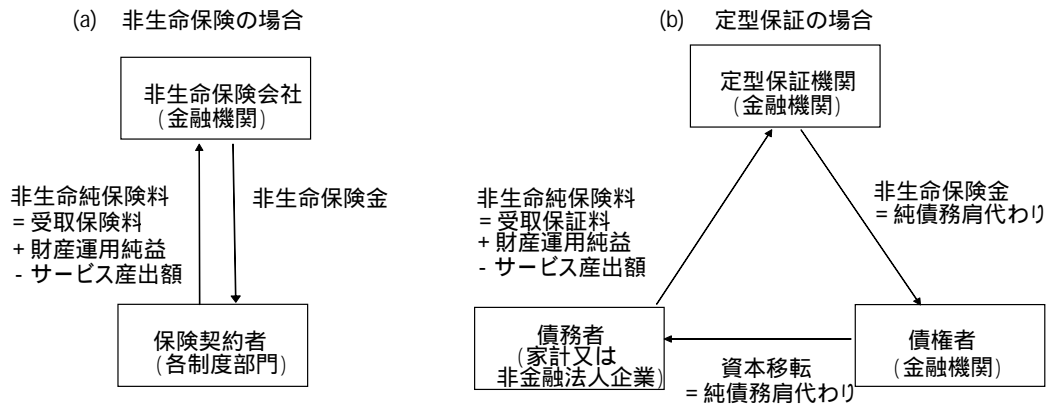
ここで、財産運用純益は、他の保険と同様運用資産に係る収益を指し、追加的な保証料としての性格を持つものである。純債務肩代わりは、債務者が債務不履行に陥った場合に、保証会社が代位弁済(肩代わり)を行い、同時に借り手に対して求償権を有することになる。これは最終的に借り手が債務を弁済しきれなかった部分(保証会社にとって回収不能になった部分)を指すものである。

「08 SNA対応について」においては、「J SNAにおいては平成 23 年基準以降、これを踏まえ「保険」の中に定型保証を提供する機関として、住宅ローン保証会社、全国信用保証協会、農林漁業信用保証協会(林業保証)等を含めている。」としている。制度部門別所得支出勘定において、非生命保険の場合は、関係する制度部門が保険会社と保険契約者の二者である一方、定型保証の場合は、保証機関、債権者、債務者の三者となることに注意する必要がある。

県民経済計算では、産出額等の推計に必要な基礎資料の入手が可能なものについて推計している。

<sup>2</sup> ここでは、個々の債務者の債務不履行の可能性を推定することは不可能であるが、類似する債務をまとめて考えると、そのうち、どの程度が債務不履行になるかという可能性を推定することが可能となることであり、同一の方針にそって多数発行される保証(例 住宅ローン保証)は、定型保証に該当する。

定型保証における保証機関、債権者、債務者の関係



産出額や各種取引等は 2008 S N A の勧告に沿って以下のように記録する。

( 定型保証の産出額 )

産出額 = 受取保証料 + 財産運用純益 - 純債務肩代わり

ただし、上記の算式によって産出額を推計するとマイナスとなる機関についてはコスト積み上げにより推計する。

定型保証機関の産出額、借り手のサービス支払 ( 中間消費 )

( 保険契約者に帰属する投資所得 ( 財産所得の内訳項目 ) )

定型保証機関の運用資産の財産運用純益を記録

定型保証機関の支払、借り手 ( 非金融法人企業、家計 ( 個人企業 ) ) の受取

( 非生命純保険料 ( 経常移転の内訳項目 ) )

非生命純保険料 = 受取保証料 + 財産運用純益 - 定型保証の産出額 = 債務肩代わり

定型保証機関の受取、借り手 ( 非金融法人企業、家計 ( 個人企業 ) ) の支払

( 非生命保険金 ( 経常移転の内訳項目 ) )

債務肩代わりに該当する財務諸表上の経理項目を記録

定型保証機関の支払、貸手の受取

( 6 ) 年金受給権の記録に係る勧告

2008 S N A 勧告では、雇用関係をベースにした社会保険制度における年金受給権 ( pension entitlement ) は、法的強制力が期待される取決めであると位置付けている。具体的に、2008 S N A では、確定給付型の企業年金 ( 以下、「DB ( Defined Benefit ) 企業年金」という ) 等の年金受給権は、必要な資産が別個に準備されているか否かを問わず、家計に対する債務として扱うとされている ( 発生主義の貫徹 ) 。

国民経済計算においては、これまで、所得支出勘定（非金融面の勘定）では、2008 SNA 勧告の対象となっている制度のうち、DB 企業年金については、雇主による実際の掛金負担を「雇主の現実社会負担」に、退職一時金については現実の支払額を「雇主の帰属社会負担」として記録するなどしていたが、平成 23 年基準改定では、これらについて発生主義に則って以下のように記録する。

- ・ DB 企業年金及び退職一時金について勧告に沿って、年金受給権（家計が将来受給予定の給付額のうち発生済部分の割引現在価値）及びその増分を推計し、雇主負担や財産所得の記録を行う。具体的には、企業会計上の「勤務費用」（現在勤務増分に相当）や「利息費用」（過去勤務増分に相当）等から DB 企業年金や退職一時金に係る「雇主の社会負担」や「年金受給権に係る投資所得」（前期末の年金受給権に割引率を乗じた概念上の利子額）を推計する。
- ・ 雇主と家計の年金負担の合計と給付の合計（「その他の社会保険年金給付」）の差額を、「年金受給権の変動調整」として記録する。その際、社会負担の計数について、企業会計情報は上場企業中心の財務諸表に限られるため、「資金循環統計」（日本銀行）と整合的に、一定の仮定のもと非上場企業を含む国全体を推計する。

県民経済計算でも国民経済計算の対応に準拠して、DB 企業年金について発生ベースで記録する。

- ・ 機関別に推計する。対象となる機関は、「厚生年金基金」、「適格退職年金」及び「確定給付企業年金」である。
- ・ 「DB 企業年金と退職一時金分」に係る「雇主の現実社会負担」、「雇主の帰属社会負担」及び「その他の社会保険給付」等各項目の推計は全国値を分割推計する。

#### （7）投資信託に係る留保利益の扱い

2008 SNA では、投資信託持分の所有者（以下、「投資者」という）に帰属する財産所得は、2 つの別個の項目として示される。第一は、投資信託の投資者に支払われる配当であり、第二は、投資信託の投資者に帰属する留保利益である。

配当の要素は、個々の法人企業にかかる配当と全く同じ方法で記録される。一方、留保利益の要素は、所得支出勘定において（投資信託部門に貯蓄が残らない形で）「投資信託投資者に帰属する投資所得」として投資信託の投資者に支払われ、投資者から投資信託部門に再投資されたものと扱う。

国民経済計算では、これまで投資信託に係る留保利益は投資信託部門から投資者部門への財産所得「利子」の支払に含まれる扱いとなっており、勧告に従って、投資信託の投資者の受け取る財産所得について、分配金を「配当」とする。また、留保利益については「投資信託投資者に帰属する投資所得」を別項目として記録する。

県民経済計算でも国民経済計算の対応に準拠して、投資信託の投資者の受け取る財産所得について、分配金を「配当」とする。また、留保利益については「投資信託投資者に帰属する投資所得」を別項目として記録する。「投資信託投資者に帰属する投資所得」については、新設「その他の投資所得」の内訳項目に含まれるものとして、金融機関の支払、家計と金融機関の受取に計上する。

( 8 ) 防衛装備品支出の資本化

国民経済計算では、2008 S N Aにおける「防衛装備品」の扱いに沿って、「一般政府が防衛サービスのために必要な戦車、艦艇、航空機等からなり、防衛サービス目的以外には使用できない固定資産から成る。なお、弾薬類のような防衛サービスのために使用される生産資産であるが、一回限り使用されるものについては在庫に記録される。」(「08 S N A対応について」(3.150))としている。

県民経済計算では、「資本化される防衛装備品」の配備状況が把握できないこと等、基礎データの制約等から県別の推計はしないこととしている。

( 9 ) 公的企業から一般政府への例外的支払は持分の引き出しとして記録及び一般政府から公的企業への例外的支払は資本移転又は持分の追加として記録

2008 S N Aでは公的企業と一般政府の間の高額・不定期の支払について、その内容に応じて、金融勘定に記録される「持分」(金融資産)の取引か、資本勘定に記録される「資本移転」の受払に記録するとされている。J S N Aでは、これを踏まえつつ、平成 23 年基準以降は、まず例外的支払に該当する要件として、特別な立法措置が採られるなどの例外的・不定期の支払であること、公的企業から一般政府への例外的支払については、支払の原資が資産の売却や積立金の取崩しであること、と定義している(「08 S N A対応について」(3.216))。

したがって、

公的企業から一般政府に対する例外的支払(高額で不定期な支払)が、蓄積された準備金の取崩し又は資産の売却によってなされる場合、「持分の引き出し」として記録する。

他方、法人企業の企業所得からなされる定期的分配は配当(財産所得)として記録する。

一般政府から公的企業へ的高額・不定期な支払(しばしば資本注入と呼ばれる)については、公共政策の結果として発生した累積損失を賄う支払は「資本移転」として記録する。

財産所得として確実な収益期待があり、そうした明確に商業的見通しのもとに行われる例外的支払は「持分の追加」として記録する。

「制度部門別資本勘定・金融勘定」上の整理は以下のとおりとなる。

公的企業から政府に対する資本移転とされていた取引について、一般政府の「金融勘定」で、「資産の変動」項目として「持分」を立て、公的企業から政府に対する例外的支払を「持分の引き出し」とする。「持分の引き出し」分の減額は、「現金・預金」の増加となり、金融資産間の振替であり、全体の資産変動には影響しない。よって、「純貸出/純借入（資金過不足）」にも影響しない。

なお、政府から公的企業への例外的支払は、平成 23 年基準改定では全て「資本移転」として計上され、「持分の追加」に計上すべき事例はないとしている。公的企業から一般政府への例外的支払となる取引は次表のとおりである。

県民経済計算においても、国に準拠して公的企業から政府に対する例外的支払は「資本勘定」で資本移転として扱わないこととする。

純貸出(+)/純借入(-)の推計において扱いを変更する  
公的企業から一般政府への例外的支払

年度	資金の流れ	根拠法	金額
1998 ~ 2002	郵便貯金特別会計 一般会計	一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律	各年 0.2 兆円
2006	財政投融资特別会計 国債整理基金特別会計	財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律	12 兆円
2007	日本郵政公社 一般会計	日本郵政公社法 (公社解散時の規定)	約 1 兆円
2008	財政投融资特別会計 一般会計、国債整理基金特別会計	財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律等	計約 11.3 兆円
2009	財政投融资特別会計 一般会計	財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律	約 7.3 兆円
2010	財政投融资特別会計 一般会計	同上	約 4.8 兆円
2011	財政投融资特別会計 一般会計	東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律	約 1.1 兆円
	(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 一般会計		約 1.2 兆円

(注) 平成 23 年基準改定より、資本移転ではなく持分引き出しに計上している項目。

(備考) 「2008 S N A に対応した我が国国民経済計算について (平成 23 年基準版)」図表 26 を転載したもの。

(10) 中央銀行の産出の明確化について

中央銀行の生み出すサービス産出額については、1993 S N A では受取手数料や金融仲介サービス (FISIM) として計測するとされ、計測が困難な場合は生産費用の合計で評価されるとしているのみで明確な指針はなかった。これに対し、2008 S N A では、

中央銀行の産出を FISIM（市場産出のみ）、金融政策サービス（非市場産出のみ）、金融機関監督等サービス（市場産出、非市場産出がありうる）に分け、非市場産出分については、生産費用の合計で計測し、これを一般政府が最終消費支出するものとして記録するとともに、一般政府の純貸出(+)/純借入(-)に影響しないよう、同額が中央銀行（金融機関）から一般政府に経常移転されるものと擬制するとされている。

国民経済計算の平成 23 年基準改定においては、中央銀行の産出額については引き続き生産費用の合計で計測し、そのうち受取手数料を除く部分（金融政策サービス等の非市場産出分）については、一般政府が消費するとともに、同額が中央銀行から一般政府に経常移転されるものと扱っている。なお、平成 17 年基準においては、中央銀行の産出額は、生産費用の合計として計測し、ここから各種の受取手数料を除いた部分は中央銀行以外の金融機関が中間投入するものと扱っていた。

このため、中央銀行以外の金融機関の中間投入（コスト）が減って、その見合いで政府（公務）の中間投入（コスト）が増加することとなり、政府（公務）の産出額（費用積上げにより計測される）は、日本銀行の非市場産出額分だけ増えることとなる。

県民経済計算でも国に準拠した対応とする。

#### (11) 生産・輸入品に課される税の範囲について

国民経済計算で、税の範囲について見直しを行った。これまで「生産・輸入品に課される税」としていた「事業税（法人事業税、個人事業税、地方法人特別税）」について、その課税標準は、一部に事業収入や資本金、付加価値を採用しているものの、ほとんどが所得であることから、「所得・富等に課される経常税」に変更となった。

県民経済計算でも国民経済計算に準拠した対応とする。「事業税（法人事業税、個人事業税、地方法人特別税）」について、「所得・富等に課される経常税」とする。